

【 給付対象について】

問1 この給付金の対象者は誰ですか。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされました。

原則として、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することにしています。

問2 申請書はいつ届きますか。

令和2年8月25日（火曜日）（消印有効）に定額給付金の申請受付を終了しました。

（参考：過去の回答）

給付金の申請書は、5月22日以降順次発送しておりますが、4月28日から5月12日の間に、出生、死亡、世帯分離、転居等で、住民票の異動届や戸籍の届を出された方や配慮が必要な方等につきましては、できる限り異動内容を反映した申請書の作成を行っており、これらの方につきましては、申請書の発送に時間を要しております。

全世帯に申請書を一齐送付することができず、誠に申し訳ございません。

現在、スムーズな審査が行えるよう、給付対象者の情報を印刷した申請書を作成しております。

発送準備が整いましたら、令和2年6月19日から順次発送することを予定しておりますので、大変恐縮ですが、申請書が届くまでお待ちください。

なお、4月28日以降に転居された場合は、4月27日基準日時点の住所に送付いたします。転送サービスをご利用いただいている場合は転居先へ転送されますが、ご利用いただけない場合で、本市に返送された分につきましては、改めて新住所へ送付させていただきます。現在お住いでない方の申請書が届いた場合は、お手数ですが「誤配達」と明記のうえ、ポストに投函くださいますようお願いいたします。

一部の世帯を除き、ほとんどの世帯は7月中旬までに発送できるよう、手続きを進めておりますので、7月中旬になっても届かない場合は、コールセンターへご連絡いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

申請書が届きましたら、印字されている内容に誤りがないか、ご確認ください。誤りがある場合は赤字訂正してください。

ご迷惑をおかけしておりますが、ご了承くださいますよう、お願いいたします。

問3 4月26日(基準日の前日)に子どもが生まれましたが、出生届は4月28日(基準日の翌日)以降に提出しました。この場合、生まれた子どもは給付対象にならないのでしょうか。

基準日(4月27日)以前に生まれた子どもについては、基準日の翌日(4月28日)以降に出生届を提出した場合も給付対象となります。

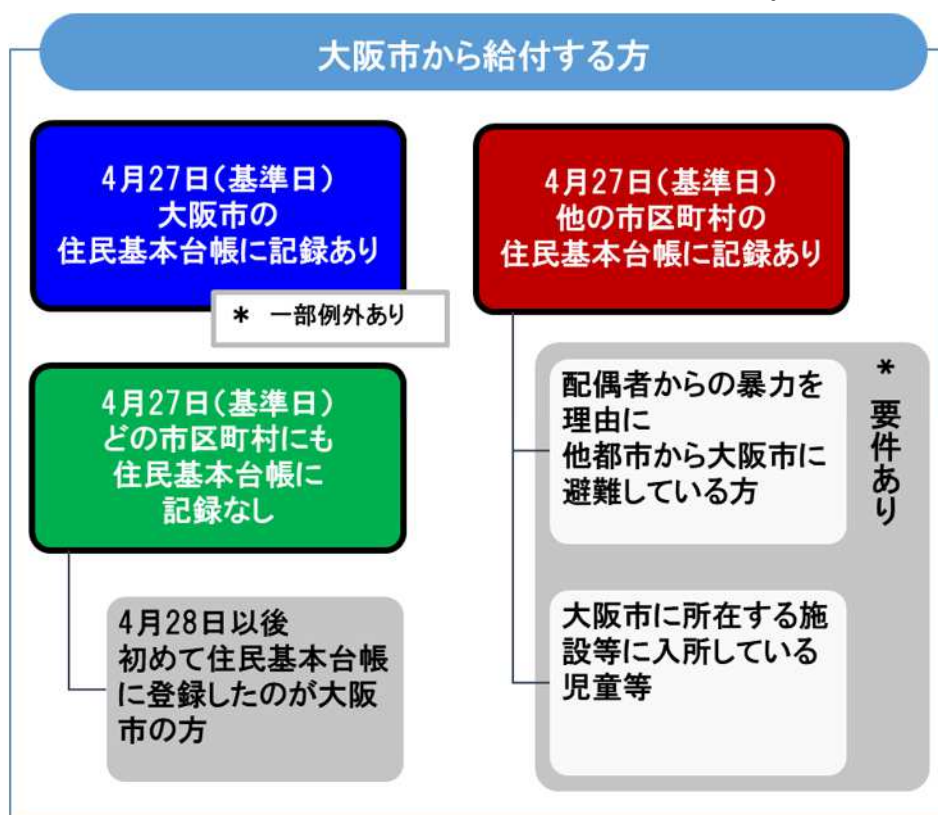
問4 事情により、4月27日(基準日)時点で、どの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない場合は、給付対象にならないのでしょうか。

基準日(4月27日)以前に、いずれの市区町村の住民基本台帳に記録されていなくても、基準日において、日本国内で生活していた方は、基準日の翌日(4月28日)以後、初めて住民基本台帳に登録した市区町村で給付することになります。

問5 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象者となりますか。

4月27日までに帰国して日本に居住されている場合は、給付対象者となりますので、住民登録の手続きをしてください。

住民基本台帳に登録した市区町村で給付することになります。



問6 現在、大阪市に住んでいますが、事情により大阪市に住民票を移していません。この場合、大阪市からは給付されないことになるのでしょうか。

特別な事情のない限り、住民票の登録地において給付になりますが、以下の場合、大阪市からの給付となります。

【親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹等）からの暴力等を理由に、大阪市に避難している方】
詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000502306.html#sinzoku>

【大阪市に所在する施設等に入所している児童等】

施設等に入所している児童等であって、事情により大阪市に住民票を移していない場合でも、大阪市において給付する場合があります。

問7 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付対象とならないのでしょうか。

収入による条件はありません。

年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護であることに関わらず、給付対象となります。

なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いとする方針です。

問8 住民登録がありません。

今回の特別定額給付金につきましては、令和2年4月27日時点の住民登録がある世帯主が申請できるものとなっております。

令和2年4月27日基準日に日本に居住されていたが、住民登録がない場合は、区役所窓口で住民登録（住所設定の手続き）をお済ませください。

問9 代理人申請をしたいので、申請書を代理人のところへ送付してほしいのですが、どうしたらよいですか。

令和2年8月25日（火曜日）（消印有効）に定額給付金の申請受付を終了しました。

（参考：過去の回答）

代理人が申請書を受け取る場合については の問11を参照してください。

後見人等については、 の問14を参照してください。

問10 住民票の登録はありますが、申請書を受け取れる送付先がありません。その場合の申請書の受け取りはどうしたらよいですか。(ネットカフェ等)

令和2年8月25日(火曜日)(消印有効)に定額給付金の申請受付を終了しました。

(参考：過去の回答)

令和2年7月22日より区役所窓口で申請書を交付させていただきます。窓口については最寄りの区役所へお尋ねください。

受付の際には、本人確認書類の提示をお願いいたします。

印字された申請書の再交付にはお時間がかかりますので後日、区役所が指定する日時にお受け取りください。白紙の申請書は即時交付が可能ですが、給付まで相当のお時間がかかりますので、ご了承ください。印字された申請書をお待ちいただき、ご申請いただくほうが、給付日は早くなります。また、白紙の申請書を提出される場合は住民票の写しを添付していただく必要がありますので、予めご用意ください。

住民票の写しの交付手数料については、新型コロナウイルス感染症にかかる手続きに必要となる証明書として、手数料を免除させていただきます。

問11 住民票の登録地と居住地が違います。申請書を居住地に送ってもらうにはどうしたらよいですか。

令和2年8月25日(火曜日)(消印有効)に定額給付金の申請受付を終了しました。

(参考：過去の回答)

転居や入院等で、住民票の登録地で郵便が受け取れない方については、特別定額給付金のホームページから申請書をダウンロードいただくか、コールセンターもしくはお住まいの区の区役所へ速やかにお問い合わせください。

問12 受刑者で親族もいません。申請書を刑務所に送付してもらえませんか。

令和2年8月25日(火曜日)(消印有効)に定額給付金の申請受付を終了しました。

(参考：過去の回答)

矯正施設(刑務所・拘置所等)に「特別定額給付金申請書」を送付しますので、次の事項を記入して大阪市市民局定額給付金担当までお手紙等で送付してください。(返信用の封筒・切手等は不要です。)

【記入事項】

- ・世帯主氏名(漢字氏名及びカナ氏名)
- ・世帯主の生年月日
- ・矯正施設(刑務所・拘置所等)の住所
- ・令和2年4月27日(基準日)時点の大阪市の住民票記載住所

【送付先】

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0

大阪市市民局定額給付金担当

「特別定額給付金申請書」が届きましたら、必要事項を記入していただき、同封の返信用封筒に「特別定額給付金申請書」と「在所証明書（奥書証明書）」を同封してご返送いただけましたら、現金書留により給付させていただきます。

なお、住民票が消除されている等の理由により、4月27日時点で大阪市に住民登録されていない方につきましては、その旨ご連絡させていただきます。

すでにお手紙等をお送りいただいている方につきましては、順次ご回答させていただく作業を進めております。ご対応が遅くなっており、大変申し訳ございません。

問 1 3 郵送されてきた申請書に同封されているはずの返信用封筒が入っていません。

令和 2 年 8 月 25 日（火曜日）（消印有効）に定額給付金の申請受付を終了しました。

（参考：過去の回答）

同封の返信用封筒が入っていない、紛失した等の場合は、コールセンターへご連絡いただければ、返信用封筒を送付させていただきます。お急ぎの場合は市販の封筒で、下記住所あて送付ください。お手数ですが、その際の切手代につきましては、ご負担いただきますよう、お願いいたします。

〒530-8790

大阪北郵便局留

大阪市特別定額給付金事務局 行

問 1 4 申請書が届きません。どうしたらよいですか。

令和 2 年 8 月 25 日（火曜日）（消印有効）に定額給付金の申請受付を終了しました。

（参考：過去の回答）

申請書が届いていない世帯について、本市に不着返戻として戻ってきているケースが多発しています。

申請書がお手元にはない場合は、特別定額給付金のホームページから申請書をダウンロードいただくか、コールセンターもしくはお住まいの区の区役所へ速やかにお問い合わせください。

【申請手続きについて】

問1 給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

令和2年8月25日(火曜日)(消印有効)に定額給付金の申請受付を終了しました。

(参考：過去の回答)

申請者の事務負担及び感染症拡大防止に留意し、申請手続きを極力簡便なものとし、申請方法は、本市から受給権者(世帯主)あてに郵送された申請書類を返送する方式(郵送申請方式)になります

オンライン申請の受付は、令和2年6月10日(水曜日)に終了いたしました。

問2 申請はいつまで受け付け可能ですか。

郵送申請は令和2年8月25日(火曜日)消印有効となります。

問3 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

受給権者は、その方の属する世帯の世帯主です。

問4 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

以下の書類が必要となります。

本人確認書類(世帯主の方のみ)

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証、年金手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、在留カード、特別永住者証明書、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、身体障がい者手帳等官公署発行の顔写真付き証明書、生活保護決定通知書(特別定額給付金の申請日から約3か月以内に発行されたもの)、休日・夜間等診療依頼証、雇用保険被保険者手帳、高齢者特別清掃紹介整理票等の写しをいずれかひとつ

マイナンバーをお知らせした通知カード(顔写真なし)や住民票の写しは本人確認書類になりません。

運転免許証・健康保険被保険者証の裏面コピーは、住所の記載がない場合は必要ありません。

年金手帳に住所記載がない場合、お名前、生年月日の記載があるページをコピーしてください。

振込先口座確認書類

「金融機関名・口座番号・口座名義人」が分かる

通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写しをいずれかひとつ

問5 オンライン申請の受付について

オンライン申請の受付は、令和2年6月10日(水曜日)に終了いたしました。

問6 オンライン申請の確認メールが届きました。自治体からの受領メールが届きません。進捗状況について知りたい。

オンライン申請では2回メールが届きます。オンライン申請が完了した段階で、1回目の確認メールが届きます。内容にお間違いがなければ申請完了です。

大阪市からの確認メールが届いたあと、不備がございましたら、申請者あてご連絡させていただきます。

個別の申請状況をホームページでご確認いただけます。詳しくは、ホームページの「お問い合わせについて」をご確認ください。それ以上の詳しい内容については、コールセンターへお問い合わせください。

6月10日にシステムを稼働して以降、オンライン申請、郵送申請ともにデータの読み込み作業を急ピッチで進めております。

問7 オンライン申請で記載内容や添付書類等を誤って申請したかもしれません。

オンライン申請がお済の方へも、郵送申請書類を住民登録のご住所に送付していますので、改めて郵送で申請ください。

問8 世帯主が4月28日以降に亡くなりました。申請書はどのように、記入すればよいのでしょうか。

申請書は、4月27日時点の住民票データを基本として、5月22日以降順次送付していますので、申請書には、お亡くなりになられた方も含めた世帯が記入されています。

【世帯主以外の方が亡くなられた場合】

受給権に影響はなく、世帯主が給付金を受け取れます。

【世帯主が亡くなられた場合】

その世帯に他の世帯員がいる場合は、その世帯員のうち、新たに世帯主となられた方が、亡くなられた世帯主の分も含めて申請し、給付を受けることができます。

その際には、世帯主名欄に、新たに世帯主になられた方のお名前、生年月日を赤字訂正いただき、署名もしくは押印欄に、新しい世帯主のお名前をご記入ください。同じく給付対象者欄にお亡くなりになられたお日にちをご記載の上、世帯主を新たな世帯主として、赤字訂正していただくようお願いします。

振込先は新たな世帯主のものを指定し、本人確認書類には、新たな世帯主の方のものを添付してください。

世帯主が単身である場合は、給付金の申請前であれば権利がなくなります。申請後であれば給付の対象となり、他の相続財産とともに相続の対象となります。

問 9 配偶者との離婚調停中、疎遠等の理由により、世帯主と連絡が取れません。同居人の申請はできませんか。

今回の特別定額給付金に関する対応は、配偶者と既に別居し生計を別に行っていることに加えて、配偶者による暴力（DV）が原因で避難されていることが条件とされているため、御質問の場合は対象外です。そのため、仮に「申出書」等を提出された場合でも、世帯主に支給されることとなります。

問 10 本人確認書類を持っていません

ご本人確認ができない場合は、ご申請者様が世帯主ご本人なのか確認する方法がございません。なりすまし防止の観点からも、給付することができません。

問 11 本人確認書類など、添付すべきコピーを同封せずに送ってしまいました。コピーだけ送ったらいいですか。

申請書の送付の際にコピーを入れ忘れた、記入間違いがあったかもしれない場合や、こちらの審査で不備が見つかった場合につきましては、訂正すべき内容をお示ししたうえで、申請書類一式をご返却しますので、訂正後、再度送り返していただくよう、お願いいたします。

コピーだけを送付いただいた場合でも、こちらで確認が取れない場合につきましては、同様の対応とさせていただきますので、ご了承ください。

問 12 口座情報の記入を間違えてしまいました。訂正印などは必要ですか。

発送前にお気づきの場合は、二重線で消した後、正しく書き直し、訂正印を押してください。

間違えたまま、発送してしまった場合でも、口座情報確認書類のコピーを同封していただければ、コピーの内容を優先しますので、同封の確認書類は忘れないようにして

ください。

問13 申請書や提出書類に口座情報が含まれますが、情報が漏れる心配はないでしょうか。

特別定額給付金の給付事業のためにいただいた口座情報を含めた個人情報は、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処分します。

問14 代理人申請について

世帯主が、身体が不自由な場合など、ご自身で申請できない場合は、申請・請求及び需給について、代理人申請ができます。

代理人申請を行う場合は、必ず、申請書裏面の「4 代理申請（受給）を行う場合」の欄に、代理人の氏名・生年月日・住所等の必要事項を記入してください。

その際、世帯主の押印・署名等の漏れがないよう注意してください。

申請書の添付書類として、世帯主の本人確認書類、代理人の本人確認書類に加え、世帯主と代理人との関係がわかる書類（注）を同封してください

（注）関係がわかる書類

	代理申請できる者	世帯主と代理人との関係がわかる書類等
原則	(1)令和2年4月27日時点で申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者 ----- (2)法定代理人 成年後見人 保佐人・補助人(公的給付の受領に関する代理権が付与されている場合に限る) 上記以外の法定代理人(上記代理権を付与されていない保佐人・補助人、同一世帯でない親権者、未成年後見人など)	・申請書の <u>委任欄への記載が必要</u> ・同一世帯であることは住基で確認できるため、 <u>両者の関係を示す書類の添付は不要</u> ----- 【委任状(申請書の委任欄への記載)】 ・「 <u>成年後見人</u> 」「 <u>公的給付の受領に関する代理権が付与されている保佐人・補助人</u> 」は、申請書の <u>委任欄への記載は不要</u> ・「 <u>上記以外の法定代理人</u> 」は、申請書の <u>委任欄への記載が必要</u> ----- 【代理関係の確認書類】 ・「 <u>成年後見人</u> 」の場合は、 <u>登記事項証明書の写し</u> を添付 ・「 <u>公的給付の受領に関する代理権が付与されている保佐人・補助人</u> 」の場合は、 <u>登記事項証明書の写し</u> に加え、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる <u>代理権目録の写し</u> も添付 ・「 <u>上記以外の法定代理人</u> 」は、 <u>本人と代理人との代理関係を説明する書類</u> を添付

(上記以外) (代理申請できる者の例) (必要書類等)

寝たきり、認知症の方	同一世帯以外の親族	・申請書の委任欄への記載が必要 ・本人と代理人との代理関係を説明する書類(戸籍謄本など)
里子(里親の住所地に単身世帯として住民登録)	里親	・申請書の委任欄への記載が必要 ・里親であることを証する書類(措置決定通知書の写しなど)
留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者	弁護士	・申請書の委任欄への記載が必要 ・本人と代理人との代理関係を証する書類の写しなど

問15 オンライン申請にはマイナンバーカードが必要と聞いていますが、カード発行までどのくらいの時間がかかりますか。

オンライン申請の受付は、令和2年6月10日(水曜日)に終了いたしました。

マイナンバーカードの発行には申込をしてから、通常は1か月程度で発行されますが、現在は、全国的にカード申請が増加していますので、これ以上の期間が必要になります。現在、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、郵送での申請をおすすめしています。

問16 マイナンバーカードは持っていますが、電子証明書の有効期限を過ぎています。この場合、オンライン申請はできるのですか。

オンライン申請の受付は、令和2年6月10日(水曜日)に終了いたしました。

電子証明書の有効期限を過ぎている場合は、更新の手続き後でなければ、オンライン申請はできません。

現在、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、区役所の混雑緩和にご協力をいただいております。新たな電子証明書が急いで必要でない場合は、給付金の申請を、郵送によりしていただくようお願いします。

[大阪市ホームページ【住民票・戸籍・マイナンバーカード関連】新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いいたします\(来庁不要・期限延長お手続き等のお知らせ\)](#)

【 受給の方法について 】

問1 給付金はどのように受け取るのですか。

原則として、世帯主の本人名義の銀行口座への振込みとなります。

問2 口座を持っていない場合、給付金はどのように受け取るのですか。

口座をお持ちでない方には、現金にてお渡しいたします。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、密を避けるため、給付金をお渡しする日時・場所を指定させていただき、順次、簡易書留にてご案内いたします。

なお、口座をお持ちでない方の申請状況を確認しながら、何回かに分けて給付金をお渡しする日を設定いたしますので、ご案内が届くまでお待ちください。

問3 特別定額給付金は、課税対象となりますか。

法律により非課税になりますので、課税されません。

問4 給付の日はいつですか。

個別の申請状況をホームページでご確認いただけます。詳しくは、ホームページの「お問い合わせについて」をご確認ください。

疑義や不備のある場合、審査に時間を要するため、振込までにお時間をいただいております。

こちらの審査で不備が見つかった場合につきましては、軽微なものなどはご連絡せずに事務局で対応いたします。それ以外は、不備をお知らせする文書をお送りしますので、訂正後、再度送り返していただくよう、お願いいたします。

申請者誤り（世帯主でない方からの申請）、世帯人数の不一致、口座情報の誤り（世帯主でない方の口座）、添付書類漏れ等が非常に多くなっています。

誤記入が多いと振込までにさらに時間を要することになりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

【 お問い合わせ先、その他 】

問1 大阪市での、特別定額給付金の担当はどこですか。

市民局総務部定額給付金担当（5月1日新設）が担当します。

問2 区役所に、申請書の提出や現金給付のための窓口は設置されますか。

大阪市においては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、区役所に人が殺到することを避けるため、区役所に窓口を設置する予定はありません。

問3 特別定額給付金についての問い合わせ先はどこですか。大阪市のコールセンターは設置されますか。

5月15日（金曜日）に、大阪市に、特別定額給付金に関するお問い合わせ専用のコールセンターを設置しました。

電話番号 0570-000238

ファックス 0570-550362

上記ナビダイヤルをご利用いただけない方は、06-6121-2977 にお問い合わせください。

個別の申請状況をホームページでご確認いただけます。詳しくは、ホームページの「オンラインでの申請状況の確認」をご確認ください。それ以上の詳しい内容については、コールセンターへお問い合わせください。

問4 ホームページでお問い合わせ番号を入力して、現在の状況を確認しました。「書類確認中」とはどのようなことですか？「書類等不足__資料返却」になれば、どうすればいいのですか？

書類確認中の主な事例としては、次のとおりです。

- ・振込指定された銀行の支店名等が統合等により変更になっている。
- ・ゆうちょ銀行口座の末尾番号の「1」は記載不要ですが、申請書の口座番号欄に重複して書かれている。
- ・本人確認書類や口座確認書類がない、もしくはコピーが不鮮明で読み取れない。
- ・申請書に記載されている内容が間違えているもしくは空欄のままなど。

軽微な不備はご連絡せず、事務局で補正します。そのため、補正できない場合のお知らせ文書の発送に時間がかかっています。

本市からの修正依頼があった場合は、速やかに修正や不足書類を添付のうえ、ご返送ください。不備が解消されれば、給付金はお受け取りいただけます。

書類等不足__資料返却になるようなものは、次のとおりです。

- ・本人確認書類がなく、口座確認書類もなく、書類も未記入。
- ・代理人申請で、代理人の証明がない。
- ・添付書類と申請内容が明らかに違うなど、申請者ご本人もしくは、委任された代理人に確認せざるを得ない場合は申請書類の返送を行うことがございます。

本市からの申請書類の返送がない限り、ご申請者様にさせていただくことはございません。給付が確定するまでお待ちください。また、お電話で振込口座等をお聞きするようなことはございません。給付金に関する詐欺が多発しておりますので、くれぐれもお気を付けください。

お問い合わせが大変多く、コールセンターや区役所でも連絡が取れにくくなっております。また、書類の不備がどういう内容のものなのか、なぜ不備なのか、すぐに確認するようなご希望を多数いただいておりますが、お問い合わせをいただいても、お調べして回答する必要があるため、お時間をいただく場合もございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。